

覚えておこう

# クーリング・オフ制度

## クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間(下の表に記載)内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。

## クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったことになります。
- ◎受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらいます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

## クーリング・オフできない場合があります

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
- ◎自動車(リース含む)

### ◎通信販売(インターネット取引含む)\*

\*広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はご容赦ください」など)に従います。

\*返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口で相談してください。

## クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書(はがき)で通知します。  
(期間内にはがきを出せば、事業者に届いていなくても有効です)
- ◎はがきの両面をコピーしてから、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。



### はがきの記入例

郵便はがき

○○市○○区○○町  
○丁目○番○号  
○○○○会社  
代表者 様

契約解除通知書

①契約日 ○○年○○月○○日  
②商品名(またはサービス名) ○○○○○○○○  
③契約金額 ○○○○○円  
④会社名 ○○○○会社  
⑤担当者名 ○○○○  
上記日付の契約を解除します。  
なお既払額の○○○円を返金し  
商品を引き取ってください。  
○○年○○月○○日  
(契約者)  
住所  
氏名

## 特定商取引法上のクーリング・オフ期間(契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申し込みをさせる販売形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療) ※一部の美容医療とは…脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧説すれば収入が得られる」と言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、仕事に必要と言って商品を買わせる販売形態「副業で高収入」「資格・技術を身に付けて在宅ワーク」などと勧説し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける『サイドビジネス商法』や、『レポート提出するとモニター料などの収入が得られる』と言って高額な商品を販売する『モニター商法』など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、  
すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為があると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。